

# 用語の解説

## 用語の解説

農 林 業 経 営 体

農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

- (1) 経営耕地面積が 30 a 以上の規模の農業
- (2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の外形基準以上の農業

ア 露地野菜作付面積 15 a

イ 施設野菜栽培面積 350 m<sup>2</sup>

ウ 果樹栽培面積 10 a

エ 露地花き栽培面積 10 a

オ 施設花き栽培面積 250 m<sup>2</sup>

カ 搾乳牛飼養頭数 1 頭

キ 肥育牛飼養頭数 1 頭

ク 豚飼養頭数 15 頭

ケ 採卵鶏飼養羽数 150 羽

コ ブロイラー年間出荷羽数 1,000 羽

サ その他 調査期日前 1 年間における農業生産物の総販売額 50 万円に相当する事業の規模

- (3) 権原に基づいて育林又は伐採（立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。）を行うことができる山林（以下「保有山林」という。）の面積が 3 ha 以上の規模の林業（調査実施年を計画期間に含む「森林経営計画」若しくは「森林施業計画」を策定している者又は調査期日前 5 年間に継続して林業を行い育林若しくは伐採を実施した者に限る。）

- (4) 農作業の受託の事業

- (5) 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業（ただし、素材生産については、調査期日前 1 年間に 200 m<sup>3</sup>以上の素材を生産した者に限る。）

農 業 経 営 体

「農林業経営体」のうち (1)、(2) 又は (4) のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

林 業 経 営 体

「農林業経営体」のうち (3) 又は (5) のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

個 人 経 営 体

「農林業経営体」のうち、世帯単位で事業を行うものをいう（一戸一法人は含まない。）。

家族経営体	「農業経営体」のうち、世帯単位で事業を行う者をいう。
組織経営体	「農業経営体」のうち、世帯単位で事業を行わない者（家族経営でない経営体）をいう。
法人化している (法人経営体)	農林業経営体のうち、法人化して事業を行う者をいう（一戸一法人を含む。）。
農事組合法人	農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）に基づき農業生産について協業を図ることにより、共同の利益を増進することを目的として設立された法人をいう。
株式会社	会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づき、株式会社の組織形態をとっているものをいう。なお、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）に定める特例有限会社の組織形態をとっているものを含む。
合名・合資会社	会社法に基づき、合名会社又は合資会社の組織形態をとっているものをいう。
合同会社	会社法に基づき、合同会社の組織形態をとっているものをいう。
相互会社	保険業法（平成 7 年法律第 105 号）に基づき、加入者自身を構成員とし、お互いが構成員のために保険業務を行う団体をいう。
農協	農業協同組合法に基づき組織された組合で、農業協同組合、農業協同組合の連合組織（経済連等）が該当する。
森林組合	森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）に基づき組織された組合で、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会が該当する。
その他の 各種団体	農業災害補償法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づき組織された農業共済組合や農業関係団体、又は森林組合以外の組合、愛林組合、林業研究グループ等の団体が該当する。林業公社（第 3 セクター）もここに含める。
その他の法人	農事組合法人、会社及び各種団体以外の法人で、特例民法法人、一般社団法人、一般財団法人、宗教法人、医療法人などが該当する。
地方公共団体 ・財産区	地方公共団体とは、都道府県、市区町村をいう。 財産区とは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に基づき、市区町村の一部を財産として所有するために設けられた特別区をいう。

経営耕地	<p>調査期日現在で農林業経営体が経営している耕地（けい畔を含む田、樹園地及び畑）をいい、自ら所有し耕作している耕地（自作地）と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計である。土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積とした。</p> <p>経営耕地＝所有地（田、畑、樹園地）－貸付耕地－耕作放棄地＋借入耕地</p>
田	<p>耕地のうち、水をたたえるためのけい畔のある土地をいう。</p> <p>水をたたえるということは、人工かんがいによるものだけではなく、自然に耕地がかんがいされるようなものも含めた。したがって、天水田、湧水田なども田とした。</p>
樹園地	<p>木本性周年作物を規則的又は連続的に栽培している土地で果樹、茶、桑などが1 a以上まとまっているもの（一定の畝幅及び株間を持ち、前後左右に連続して栽培されていることをいう。）で肥培管理している土地をいう。</p> <p>花木類などを5年以上栽培している土地もここに含めた。</p> <p>なお、樹園地に間作している場合は、利用面積により普通畑と樹園地に分けて計上した。</p>
畑	<p>耕地のうち田と樹園地を除いた耕地をいう。</p>
貸付耕地	<p>他人に貸し付けている自己所有耕地をいう。</p>
借入耕地	<p>他人から耕作を目的に借り入れている耕地をいう。</p>
農産物販売金額	<p>肥料代、農薬代、飼料代等の諸経費を差引く前の売上金額(消費税を含む。)をいう。</p>
単一経営	<p>農産物販売金額のうち、主位部門の農産物販売金額が8割以上の経営体をいう。</p>
複合経営	<p>単一経営以外をいい、農産物販売金額のうち、主位部門の農産物販売金額が8割未満（販売のなかった経営体を除く。）の経営体をいう。</p>
販売目的の作物	<p>販売を目的として作付け(栽培)した作物であり、自給用のみを作付け(栽培)した場合は含めない。</p> <p>また、販売目的で作付け(栽培)したものを、たまたまその一部を自給向けにした場合は含めた。</p>
作付面積	<p>は種又は植付けしてから概ね1年以内に収穫され、複数年にわたる収穫ができない非永年性作物を作付けた面積をいう。</p>

栽培面積	一度のは種又は植付け後、数年にわたって収穫を行うことができる永年性作物を栽培した面積をいう。
乳用牛	現在搾乳中の牛(乾乳中の牛を含む。)のほか、将来搾乳する目的で飼っている牛、種牛(種牛候補を含む。)及びと殺前に一時肥育している乳廃牛をいう。 なお、肉用として肥育している未経産牛や肉用のおす牛、産後すぐ(1週間程度)に肉用として売る予定の子牛は、ここには含めずに肉用牛に含めた。
肉用牛	肉用を目的として飼養している乳用牛以外の牛をいう。 乳用牛、肉用牛の区分は、品種区分ではなく、利用目的によって区分しており、乳用種のおすばかりでなく、子取り用のめす牛や未経産のめす牛も肥育を目的として飼養している場合は肉用牛とした。
豚	自ら肥育し、肉用として販売することを目的に飼養している豚及び子取り用に飼養している6か月齢以上のめす豚をいう。
採卵鶏	卵の販売目的で飼養している鶏(ひなどりを含む。)をいう。 種鶏やブロイラー、愛玩用の東天紅・尾長鶏・ちゃぼなどは含まない。 なお、廃鶏も調査期日現在でまだ飼養していれば、便宜上ここに含めた。
ブロイラー	当初から食用に供する目的で飼養し、原則としてふ化後3か月未満で肉用として出荷した鶏をいう。 肉用種、卵用種は問わない。
雇用者	農業経営のために雇った「常雇い」及び「臨時雇い」(手間替え・ゆい(労働交換)、手伝い(金品の授受を伴わない無償の受け入れ労働)を含む。)の合計をいう。
常雇い	主として農業経営のために雇った人で、雇用契約(口頭の契約でも構わない。)に際し、あらかじめ7か月以上の期間を定めて雇った人(期間を定めずに雇った人を含む。)のことをいう。
臨時雇い	日雇い、季節雇いなど農業経営のために臨時雇いした人で、手間替え・ゆい(労働交換)、手伝い(金品の授受を伴わない無償の受け入れ労働)を含む。 なお、農作業を受託した場合の労働は含まない。 また、主に農業経営以外の仕事のために雇っている人が、農繁期などに農業経営のための農作業に従事した場合や、7か月以上の契約で雇った人がそれ未満で辞めた場合を含む。

農業生産関連事業	「農産物の加工」、「消費者に直接販売」、「観光農園」、「農家民宿」等の農業生産に関連した事業をいう。
農作物の加工	販売を目的として、自ら生産した農産物をその使用割合の多寡にかかわらず用いて加工していることをいう。
消費者に直接販売	自ら生産した農産物やその加工品を直接消費者に販売している(インターネット販売を含む。)場合や、消費者と販売契約して直送しているものをいう。
貸農園・体験農園等	所有又は借り入れている農地を、第三者を経由せず、農園利用方式等により非農業者に利用させ、使用料を得ているものをいう。 なお、自己所有耕地を地方公共団体・農協が経営する市民農園に有償で貸与しているものは含まない。
観 光 農 園	農業を営む者が、観光客等に、ほ場において、自ら生産した農産物の収穫等の一部農作業を体験させ又は鑑賞させ代金を得ている事業をいう。
農 家 民 宿	農業を営む者が、旅館業法(昭和23年法律第138号)に基づき都道府県知事の許可を得て、観光客等を宿泊させ、自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し料金を得ている事業をいう。
農家レストラン	農業を営む者が、食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づき都道府県知事の許可を得て、不特定の者に自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し代金を得ている事業をいう。
海外への輸出	農業を営む者が、農産物を輸出しているものをいう。
農業生産関連事業収入	農業生産に関連した事業における諸経費を差し引く前の売上合計金額(消費税を含む。)をいう。 なお、消費者に直接販売した売上高は含まない。
農 家	調査期日現在で、経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯又は調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上の世帯をいう。 なお、「農業を営む」とは、営利又は自家消費のために耕種、養畜、養蚕、又は自家生産の農産物を原料とする加工を行うことをいう。

販 売 農 家	経営耕地面積が30a以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。
自 給 的 農 家	経営耕地面積が30a未満かつ調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円未満の農家をいう。
主 業 農 家	農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、調査期日前1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。
準 主 業 農 家	農外所得が主（農家所得の50%未満が農業所得）で、調査期日前1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。
副 業 的 農 家	調査期日前1年間に自営農業に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいない農家（主業農家及び準主業農家以外の農家）をいう。
専 業 農 家	世帯員の中に兼業従事者（調査期日前1年間に他に雇用されて仕事に従事した者又は自営農業以外の自営業に従事した者）が1人もいない農家をいう。
兼 業 農 家	世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家をいう。
第1種兼業農家	農業所得を主とする兼業農家をいう。
第2種兼業農家	農業所得を従とする兼業農家をいう。
生 産 年 齢 人 口	15～64歳の者の人口をいう。
農 業 後 継 者	15歳以上の者で、次の代でその家の農業経営を継承する者をいう（予定者を含む。）。
経営方針の決定 参画者（経営者 を除く。）	<p>経営者以外で、調査期日前1年間に自営農業に関する次のいずれかの決定に参画した世帯員をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 生産品目や飼養する畜種の選定・規模</li> <li>(2) 出荷先</li> <li>(3) 資金調達</li> <li>(4) 機械・施設などへの投資</li> <li>(5) 農地借入</li> <li>(6) 農作業受託(請負)</li> <li>(7) 雇用及びその管理</li> </ol>

農業従事者 15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者をいう。

農業専従者 農業従事者(自営農業に従事した世帯員)のうち、調査期日前1年間に自営農業に150日以上従事した者をいう。

農業就業人口 農業従事者のうち、調査期日前1年間に自営農業のみに従事した者、又は農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち、自営農業が主の者をいう。

基幹的農業従事者 農業就業人口(自営農業に主として従事した世帯員)のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者をいう。

(世帯員の就業状態区分)

区分		仕事への従事状況				
		自営農業のみに従事	自営農業とその他の仕事の両方に従事		その他の仕事のみに従事	仕事に従事しない
			自営農業従事日数が多い	その他の仕事への従事日数が多い		
ふだんの状況	仕事の主が主に自営農業	基幹的農業従事者		農業就業人口	農業従事者	
	主に他に勤務					
	主に農業以外の自営業					
	主に家事・育児					
	主に学生					
	その他					

耕作放棄地 以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け(栽培)せず、この数年の間に再び作付け(栽培)する意思のない土地をいう。

保有山林 世帯又は組織が単独で経営できる山林をいい、個人、会社等が実際に所有している山林(所有山林)から山林として使用する目的で貸している土地(貸付林)を除いたものに、山林として使用する目的で借りている土地(借入林)を加えたものをいう。



所 有 山 林	<p>実際に所有している山林をいう。</p> <p>なお、登記は済んでいないものの、実際に相続している山林や購入した山林を含む。</p> <p>また、共有林などのうち、割り替えされない割地(半永久的に利用できる区域)があれば、それも含めた。</p>
貸 付 山 林	<p>所有山林のうち、山林として使用するため他者が地上権の設定をした山林、他者に貸し付けている土地又は分収(土地所有者と造林者が異なり、両方で収益を分配するもの)させている山林をいう。</p>
借 入 山 林	<p>単独で山林として使用するため地上権を設定した他人の山林、他者から借りている山林又は分収している山林をいう。</p>
林産物の販売を行った	<p>過去1年間において、保有山林から生産・採取された林産物(立木を購入して生産した素材、栽培きのこ類、林業用苗木などを除く。)を販売し、又は自ら営む製材業などに仕向けた場合をいう。</p>
用 材	<p>樹種を問わず、製材用丸太、パルプ用材、合板用材、電柱用材、土木用材、坑木、まくら木、農用等に使われる木材をいう。</p>
ほだ木用原木	<p>保有山林からの林木を、しいたけ、なめこなどを生産するほだ木用の原木として販売したものをいう。</p>
特 用 林 産 物	<p>保有山林から生産又は採取し販売したもののうち、用材、ほだ木用原木を除く林産物をいう。</p> <p>主な特用林産物は、薪炭原木、竹材、樹実、樹皮、葉、樹根、天然性のきのこやたけのこなどである。</p>